

報道関係 各位

中央社会保険医療協議会（平成29年3月29日）における
中川俊男委員の発言に対する当社見解

日本調剤株式会社

本日の一部報道において、当社のかかりつけ薬剤師指導料算定に関して、中川俊男委員から発言があった旨の記事が掲載されました。この報道された内容について、当社としての見解を以下に示します。

1. 「他の薬剤師によるかかりつけ料の算定」について

当社のかかりつけ薬剤師指導を対象とした「患者からの同意書を得たかかりつけ薬剤師が不在の時、他の薬剤師が対応し、かかりつけ料を算定していないか心配だ」との発言について、事実でないことを強く申し上げます。

当社ではかかりつけ薬剤師指導料をはじめとする、調剤業務およびその算定はすべて当社基幹システムである「日本調剤 調剤システム（以下、調剤システム）」を用いて行っています。また、算定時に「静脈認証システム」を用い、成りすまし等の不正が行われない対策をとっています。

「調剤システム」および「静脈認証システム」により以下の1) から3) について自動で判別し、かかりつけ薬剤師でない薬剤師による算定間違いが生じない仕組みのもとで業務を行っています。

- 1) ログインした薬剤師が「かかりつけ薬剤師」であるか
- 2) 「かかりつけ薬剤師指導についての同意」を得ている患者であるか
- 3) 「かかりつけ薬剤師指導についての同意」の対象かかりつけ薬剤師であるか

2. 「同意件数と算定件数」について

また、「同意件数が1.3倍なのに対し、算定件数が5.8倍にもなっているのが理解できない」との発言では、「患者さま同意件数」について、第1四半期と第3四半期の当該期中に得た同意数を比較し約1.3倍（58千件から76千件）としております。しかしながら、「患者さま同意件数」の増加については、第1四半期と第3四半期の累計数を比較することが適当であり、累計数の比較では、約3.4倍（58千件から195千件）に増加しています。

「指導料算定件数」は対象となる「患者さま同意件数」とその来局回数によることから、算定件数と同意件数の増加率に大きな乖離があるとは認識しておりません。

なお、中川俊男委員の発言のもとになっている当社資料は、「2017年3月期 第3四半期決算説明資料 平成29年1月31日」のかかりつけ薬剤師指導料の推移グラフ（13頁掲載）であります。

以上